

一関市告示第175号

一関市外国人就労者地域交流促進事業奨励金交付要綱を次のとおり定め、令和6年4月1日から施行する。

令和6年4月1日

一関市長 佐藤 善仁

一関市外国人就労者地域交流促進事業奨励金交付要綱
(目的)

第1 この告示は、事業主が雇用する技能実習、特定技能、技術・人文知識・国際業務等の出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表に掲げる在留資格を持つ外国人就労者（以下「外国人就労者」という。）と地域住民の交流を促進するため、事業主が行う生活環境の改善、多文化共生の推進のための取組等に対し、予算の範囲内で、一関市補助金交付規則（平成17年規則第52号。以下「規則」という。）及びこの告示により、外国人就労者地域交流促進事業奨励金（以下「奨励金」という。）を交付する。

(交付対象事業主)

- 第2 奨励金の交付の対象とする事業主（以下「交付対象事業主」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者であって、市長が認定したものとする。
- (1) 市内に事務所又は事業所を置く事業主であること。
 - (2) 外国人就労者を現に雇用し、今後も継続して雇用する予定である事業主又は奨励金交付年度内に新たに外国人就労者を雇用する具体的な計画がある事業主であること。
 - (3) 奨励金交付年度の末日に市内在住の外国人就労者を雇用していること。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び同条第2号に規定する暴力団と密接な関係を有する事業主でないこと。
 - (5) 奨励金交付年度を含む過去3年度において、市税の滞納がない事業主で

あること。

(交付対象事業)

第3 奨励金の交付の対象とする事業（以下「交付対象事業」という。）は、申請日の属する年度内に完了する事業であって、次に掲げる事業とする。

- (1) 生活環境整備事業 地域の清掃活動等、外国人就労者の居住地の環境を整備するために取り組む事業
- (2) 地域社会共生推進事業 文化・伝統行事の体験など多様な文化の理解を促進する機会の創出や地域住民との交流等、共生社会を推進するために取り組む事業
- (3) その他市長が適当と認める事業

(奨励金の額)

第4 奨励金の額は、同一の交付対象事業主につき1月当たり5,000円を限度とする。

(認定申請)

第5 第2の認定を受けようとする事業主は、交付対象事業の実施に際して事前に外国人就労者地域交流促進事業認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(事業の認定)

第6 市長は、第5の申請があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは認定の決定を行い、申請者に外国人就労者地域交流促進事業認定通知書（様式第2号）を送付するものとする。

(交付申請)

第7 第6の認定を受けた事業主は、奨励金の交付を受けようとするときは、外国人就労者地域交流促進事業奨励金申請書兼請求書（様式第3号。以下「申請書兼請求書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、交付対象事業実施後速やかに市長に提出するものとする。

- (1) 事業実績報告書（様式第4号）
- (2) 事業実施要項
- (3) 外国人就労者参加者名簿（様式第5号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第8 市長は、申請書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、外国人就労者地域交流促進事業奨励金交付決定通

知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付を決定したときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

3 市長は、第1項の審査の結果、奨励金を交付しないことを決定したときは、外国人就労者地域交流促進事業奨励金不交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第9 市長は、規則第15条第1項に規定する場合のほか、申請者がこの告示の規定に違反したときは、奨励金の交付の決定を取り消し、又は既に奨励金を交付した場合は、当該奨励金の返還を命ずることができる。

（補則）

第10 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。